資料2

リサイクル（再商品化）の委託申込手続きについて

平成27年度容器包装リサイクル制度説明会資料

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

説　明　内　容

１．リサイクル義務の有無の判定

２．再商品化委託申込の方法

３．再商品化委託申込の手続きと注意点

1. リサイクル義務の有無の判定

～経済産業省作成「容器包装リサイクル法」パンフレットより～

あなたの「リサイクル義務の有無」がわ かるチャートです。

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。

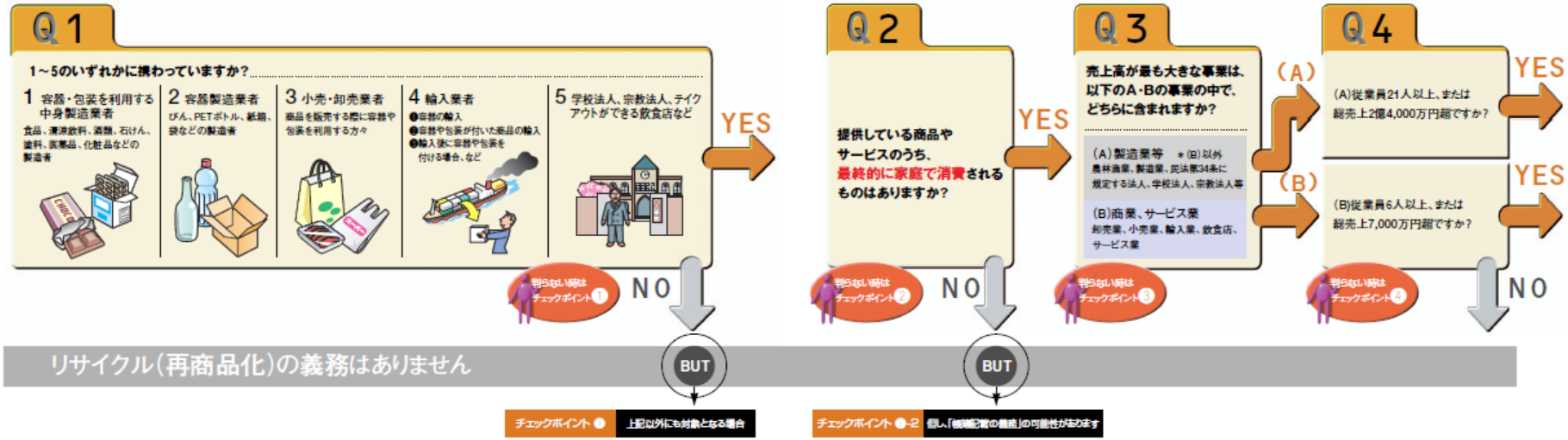

チェックポイント 1

容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q２へ進んでください。

チェックポイント 2

〈1〉「家庭で消費」されないケースとは？

容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務は生じます。帳簿の記載義務については14～15ページをご覧ください。

●レストランで使用されるソースのビニール袋（但し、レストランにおいて「事業活動により費消され」、一般廃棄物となるとは考えられないものの場合）
●会社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
●全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等
●海外旅行用品として販売している「おむすび」（乾燥米）のうち、海外で消費された分（海外において排出されたものは家庭での消費に含まない）

〈2〉「帳簿記載の義務」について

〈Q2〉の事例に該当しなくても、〈Q4〉でYESに該当する場合、帳簿記載の義務が生じます。リサイクル（再商品化）義務量を正しく計算したり、また後日、確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごとに締め、締め後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント 3

売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の❶売上高、❷従事する従業員数、❸施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方（AまたはB）を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることになります。

チェックポイント 4

〈1〉従業員の考え方

従業員は事業ごとに分けて考えるのでなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、

❶ 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
❷「常時使用する従業員の数」（変動がある場合は、直近の事業年度における最多の従業員の数）で判断します。

ここで、「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。

●日々雇い入れられる者
（ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
●2か月以内の期間を定めて使用される者
（ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
●季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
（ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
●試用期間中の者
（ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

〈2〉総売上の考え方

ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業体が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかを判断するため、事業体全体の売上高で考えてください。

事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。

●鉱業・工業：商品資産の売却高をカウント
●運送業・サービス業：提供した便益の対価をカウント
●卸売業・小売業：商品資産の売却高をカウント
●農林・漁業：商品資産の売却高をカウント

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。

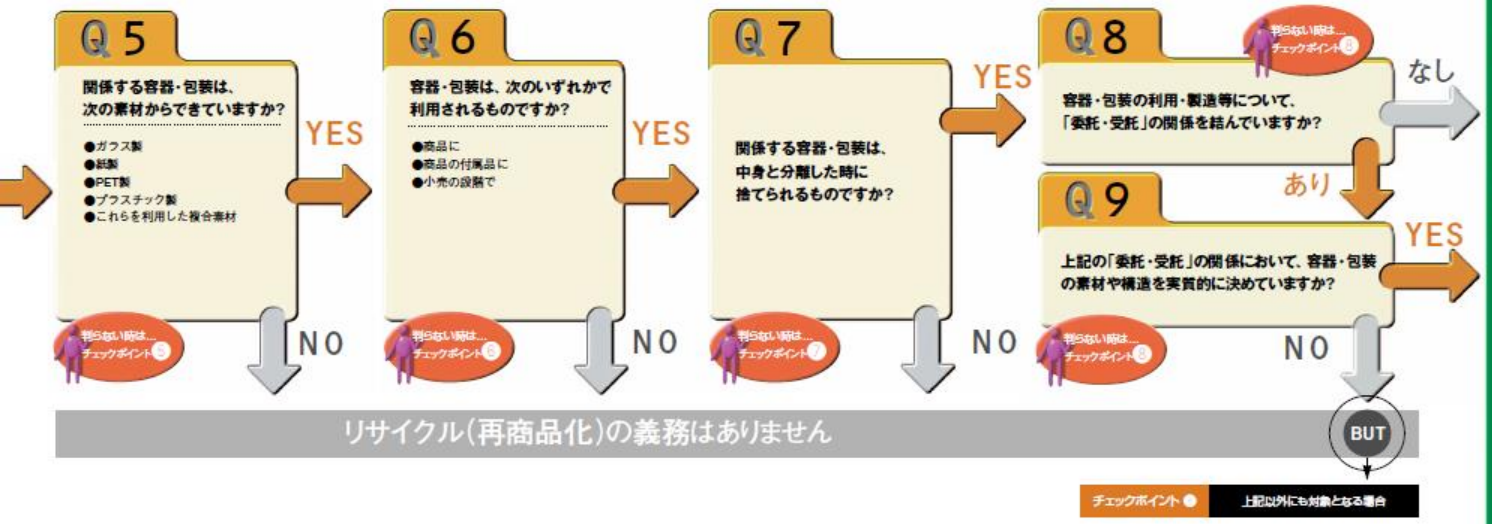

★義務を怠ると罰則規定が適用されます。
（詳しくは14ページをご覧ください）

チェックポイント●

〈1〉ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方

〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、単（あし）製の紙、パルプモールドに対する判断は、19ページの「事例判定集」❶をご覧ください。

〈2〉複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィラーシート（炭カル量50％以上）で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント●

〈Q6〉でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

●景品やサービス（レンタルビデオやクリーニング）はその範疇に入りません。

●見本（試供品等）については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。

●その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」❷❸❹に例を range 別しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント●

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」❺をご覧ください。

チェックポイント●

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」❻をご覧ください。

チェックポイント●

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。

2. 再商品化委託申込の方法

お申込み方法・お問合せ先

再商品化委託申込について、①"再商品化委託契約申込書"を**各地商工会議所・商工会**へ提出する方法、もしくは、②インターネットを通じて申込む方法のいずれかを選択することができます。なお、初めての申込みの場合には、①の**各地商工会議所・商工会**の相談窓口でご相談することをお勧めします。

再商品化委託申込書類を持っている

- 申込む
  - オンラインを利用できない
    - (申込用紙1)(申込用紙2)に記入の上、最寄りの **商工会議所・商工会** へお送りください。また、不明な点があればご相談ください。
  - オンライン手続きをする
    - 申込書類に記載されているID、パスワードを確認し、協会ホームページ(http://www.jcpra.or.jp/)にアクセスして申込んでください
      - オンライン操作・手順がよくわからない
        - 書類があるのか、今まで申込みをしたのか、わからない
        - 過年度分の申込みをしたい
- 特定事業者に該当しない
  - オンラインを利用して、「非申込」をしたい
    - 申込書類に記載されているID、パスワードを確認し、協会ホームページ(http://www.jcpra.or.jp/)にアクセスして申込んでください
      - オンライン操作・手順がよくわからない
        - 書類があるのか、今まで申込みをしたのか、わからない
        - 過年度分の申込みをしたい

再商品化委託申込書類を持っていない

- オンラインを利用できない
  - 同封の「非申込FAX返信票」を協会オペレーションセンターにお送りください
    FAX.03-5610-6266

協会オペレーションセンターにお問合せください　TEL.03-5610-6261

法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください　TEL.03-5251-4870
または協会ホームページ(http://www.jcpra.or.jp/)をご覧ください

当協会における問合せ受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに 9:30～17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

平成28年度　再商品化委託契約申込書（申込用紙1）

平成28年 2月5日（金）締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務（「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。）に関して、平成28年度再商品化委託契約約款（以下「約款」という。）の各条項を確認・同意し、下記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託申込をします。
再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立し、約款が適用されることを了承します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

●特定事業者コード　※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

●平成　年　月　日

●特定事業者名

●代表者役職 ・ 氏名

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を、省略せずに
は、個人名（経営者名）をご記入ください。

印

※代表者印を必ず押印して

代表者役職　●代表者氏名

●代表電話番号

道県　区市郡

●ピーク時の従業員数 ※必須となります　人

●全事業の売上高（消費税込み）※必須となります　千円

●主たる業種（この用紙の裏面または再商品化委託の申込要領から該当する番号を選んで記入）※必須となります　番号：

●会社（個人事業）設立年月　明治 大正 昭和 平成　年　月

●再商品化義務量算定基準決算年月（算定根拠となった直近の決算年月を記入。詳細は申込要領P.38をご参照ください）　平成　年　月

都道府県　区市郡

役職　●担当者氏名

FAX　●E-mail

ガラスびん 2.茶色	ガラスびん 3.その他の色	4.PETボトル	5.紙製
5．5 円／kg	9．7 円／kg	2．3 円／kg	12．

●再商品化実施委託料金(円)
※申込用紙2から転記すること。

●再商品化実施委託料金の支払方法
（該当する番号を必ず○で囲んでください）
※金額は税抜となっております。

年間の再商品化実施委託料金が3千万円以上（税抜）	1	2分割（4月：50%、7月：50%）
	2	4分割（4月：40%、7月：30%、10月：15%、1月：15%）
年間の再商品化実施委託料金が10万円超、3千万円未満（税抜）	3	一括払い（7月）
	4	3分割（7月：50%、10月：25%、1月：25%）
年間の再商品化実施委託料金が10万円以下（税抜）	5	一括払い（7月）

※拠出委託料の支払方法は次年度（平成29年度）7月末日の一括払となります。

（特定事業者→所属商工会議所・商工会→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）

商工会商工

担当

※処理をした商工会議所名・商工会名、担当者名をご記入ください

■ 主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入願います。

①食料品製造業
②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
③酒類製造業
④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
⑤医薬品製造業
⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
⑦農林・漁業
⑧その他の製造業等

⑨酒類卸売・小売業
⑩医薬品卸売・小売業
⑪食料品卸売・小売業
⑫苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業
⑬その他の卸売・小売業

⑭サービス業
⑮上記以外のその他の業種

■ 再商品化義務量　算定基準決算年月

再商品化委託申込量を算定する根拠となった決算年月を、下記を目安にご記入ください。

12月決算の場合　→平成27年12月
1月決算の場合※　→平成28年 1月
2月決算の場合　→平成27年 2月
3月決算の場合　→平成27年 3月

※1月決算の事業者で27年度申込において、27年1月ではなく、26年1月の数値を用いた場合は、28年度申込においては、27年1月の数値を用いても構いません。その場合、前年度申込との継続性でご判断ください。

≪申込用紙2の記入・入力の際の重要事項について≫

①利用・製造区分

平成28年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）　プラスチック製容器包装　利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式　②算定方法

特定事業者コード		特定事業者名	

用途		前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①－②－③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器	食料品					0.68475	(A)		
	清涼飲料等					0.69440	(B)		
	酒類					0.69242	(C)		
	石鹸・塗料等					0.64779	(D)		
	医薬品					0.70539	(E)		
	化粧品等					0.68275	(F)		
	小売					0.70848	(G)		
	上記以外の用途					0.70517	(H)		
包装						0.47795	(I)		
							⑥＝(A)～(I)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

③容器の用途

③包装

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式　②算定方法

※自主算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×（100－事業系比率）(%)の算式によって算出されています

用途		前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①－②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器	食料品					0.58204	(A)		
	清涼飲料等					0.59024	(B)		
	酒類					0.51931	(C)		
	石鹸・塗料等					0.58301	(D)		
	医薬品					0.21162	(E)		
	化粧品等					0.64861	(F)		
	小売					0.60221	(G)		
	上記以外の用途					0.35259	(H)		
包装						0.33456	(I)		
							⑥＝(A)～(I)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

③容器の用途

③包装

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

申込用紙2－プラスチック－利用

平成28年2月5日（金）締切

利用事業者用
（中身製造事業者 小売・卸売業者等）

特定容器・包装を利用する中身製造業者

★食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者

輸入業者

★中身を輸入した後に特定容器や特定包装を付す事業者
★特定容器や特定包装が付された商品の輸入を行う事業者

（なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は、製造事業者にも該当します。製造等事業者用の申込用紙も併せて記入してください）

利用事業者とは…

特定容器・包装を利用する小売・卸売業者

★商品を販売する際に特定容器や特定包装を利用する事業者

その他

★購買部等で特定容器や特定包装を利用している学校法人、宗教法人
★テイクアウトに特定容器や特定包装を利用している飲食店など

容器製造等事業者用

特定容器製造事業者

★特定容器であるガラスびん、PETボトル、紙箱、袋、プラスチック容器などを製造している事業者

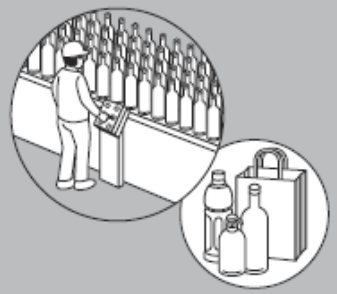

容器製造等事業者とは・・・

輸入業者

★特定容器の輸入を行っている事業者
★特定容器が付された商品の輸入を行う事業者

（なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は利用事業者にも該当します。
利用事業者用の申込用紙も併せて記入してください）

平成28年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装　利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード		特定事業者名	

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①－②－③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器 食料品					0.68475	(A)		
容器 清涼飲料等					0.69440	(B)		
容器 酒類					0.69242	(C)		
容器 石鹸・塗料等					0.64779	(D)		
容器 医薬品					0.70539	(E)		
容器 化粧品等					0.68275	(F)		
容器 小売					0.70848	(G)		
容器 上記以外の用途					0.70517	(H)		
包装					0.47795	(I)		
						⑥＝(A)～(I)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×（100－事業系比率）(%)の算式によって算出されています

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量（回収量） 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①－②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価（円/kg）（税抜）	再商品化実施委託料金(円)（税抜）
容器 食料品					0.58204	(A)		
容器 清涼飲料等					0.59024	(B)		
容器 酒類					0.51931	(C)		
容器 石鹸・塗料等					0.58301	(D)		
容器 医薬品					0.21162	(E)		
容器 化粧品等					0.64861	(F)		
容器 小売					0.60221	(G)		
容器 上記以外の用途					0.35259	(H)		
包装					0.33456	(I)		
						⑥＝(A)～(I)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

申込用紙2－プラスチック－利用

平成28年2月5日（金）締切

平成28年度　再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器　製造等事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード

特定事業者名

用途		前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器の排出見込量(kg) ④=①－②－③	用途別再商品化義務量自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg)(税抜)	再商品化実施委託料金(円)(税抜)
容器	食料品					0.03199	(A)		
	清涼飲料等					0.01423	(B)		
	酒類					0.00639	(C)		
	石鹸・塗料等					0.04834	(D)		
	医薬品					0.00325	(E)		
	化粧品等					0.02373	(F)		
	小売					0.00816	(G)		
	上記以外の用途					0.00524	(H)		
							⑥＝(A)～(H)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×（100－事業系比率）(%)の算式によって算出されています。

用途		前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①－②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量(kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①－②	用途別再商品化義務量簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg)(税抜)	再商品化実施委託料金(円)(税抜)
容器	食料品					0.02879	(A)		
	清涼飲料等					0.01423	(B)		
	酒類					0.00575	(C)		
	石鹸・塗料等					0.04834	(D)		
	医薬品					0.00227	(E)		
	化粧品等					0.02373	(F)		
	小売					0.00734	(G)		
	上記以外の用途					0.00367	(H)		
							⑥＝(A)～(H)の合計	⑦＝再商品化実施委託単価 45．0円/kg	⑥×⑦＝再商品化実施委託料金（1円未満切り捨て）

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。

注1）省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

≪実施委託料金の算定方法について≫

負担する金額は、「排出見込量」×「算定係数」×「委託単価」で計算します。

・「排出見込量」は事業者が、「算定係数」は国が、「委託単価」は協会が算出します。
・実施委託料の計算方法は2通り。事業系分の販売状況により選択します。

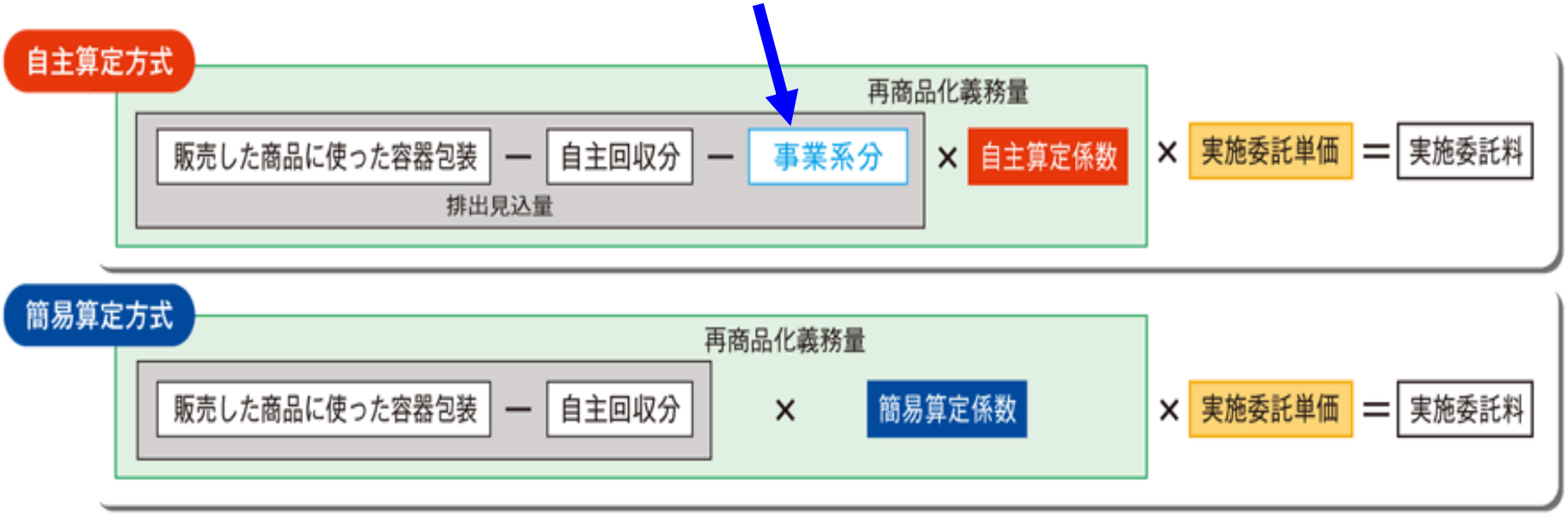

基本は自主算定方式です。事業系分が0（ゼロ）の場合は、自主算定方式です。

「事業系分（業務用に利用され、事業者から排出される分）があると分かっていても、その量が把握出来ない」という場合に限り、簡易算定方式を用います。

※簡易算定係数は、把握できない量を国の調査により、一定分加味して算出されます。

（1）排出見込量について

特定事業者が利用・製造等する容器包装のうち、当該年度に家庭から排出されると見込まれる量です。

【例：自主算定方式の場合】

販売した商品に使った容器包装 ― 自主回収分 ― 事業系分

排出見込量

算出方法 販売個数× 1個（枚）当たり重量	販売した個数が確定している直近の事業年度の実績値（1年間分）をベースに特定事業者が計算します（回収した量（＊1）や事業系の量（＊2）は控除できます）。 重量は使用した容器包装ごとに1個（枚）当たりの重さを実測します。

（＊1）回収した量：事業者自らが、販売店等を通じて回収した容器包装の量

（＊2）事業系の量：最終的に事業系ごみとして排出 される容器包装の量

※詳細は「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン（国が作成）」または「帳簿作成ガイドライン（当協会が作成）」をご参照下さい。
いずれも当協会HPに掲載しています。

（2）算定係数について

算定係数は、特定事業者が自社の再商品化義務量を算出する際に必要となる数値で、自主算定方式の場合は、下図のように用います。なお、数値は概ね0～1の間となります。

【例：自主算定方式の場合】

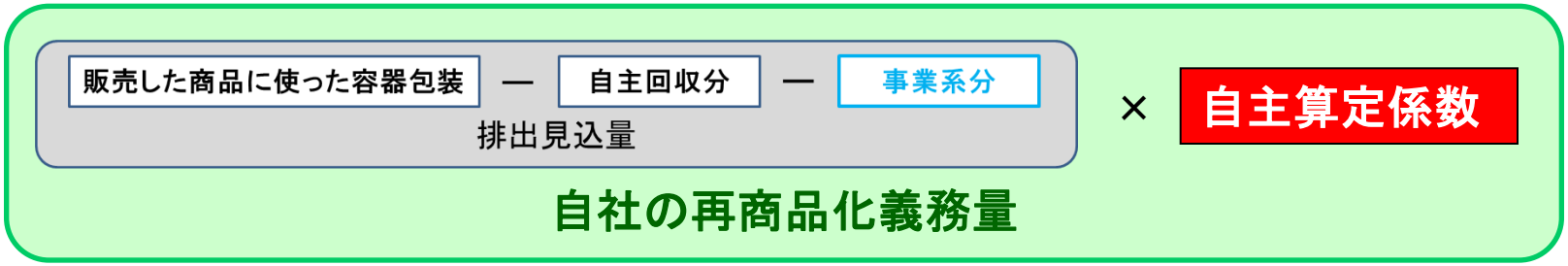

（※）簡易算定方式の場合はP11を参照してください。

算定係数は、右の条件によって大きく異なりますので、お間違いの無いよう、ご注意ください。

①利用事業者か？容器等製造事業者か？
②自主算定方式か？簡易算定方式か？
③容器か？包装か？
④容器の用途は何か？（食料品、清涼飲料、酒類、油脂加工製品、医薬品、化粧品、小売業、その他の事業）

※算定係数の算出根拠となる数値は経済産業省・農林水産省による実態調査（約4万社へのアンケート調査）と環境省による分類調査の結果を踏まえて決められます。

（3）実施委託単価について

当協会への実施委託料金を算出する際に用いる単価で、素材ごとに定められます。毎年、協会が算出し、国の承認を得て決定されます。

【再商品化実施委託単価の算出方法】

→リサイクルの実施に伴う委託料を算出する際に用います。
過去のリサイクルの実績や市町村からの引取量をベースに計算します。

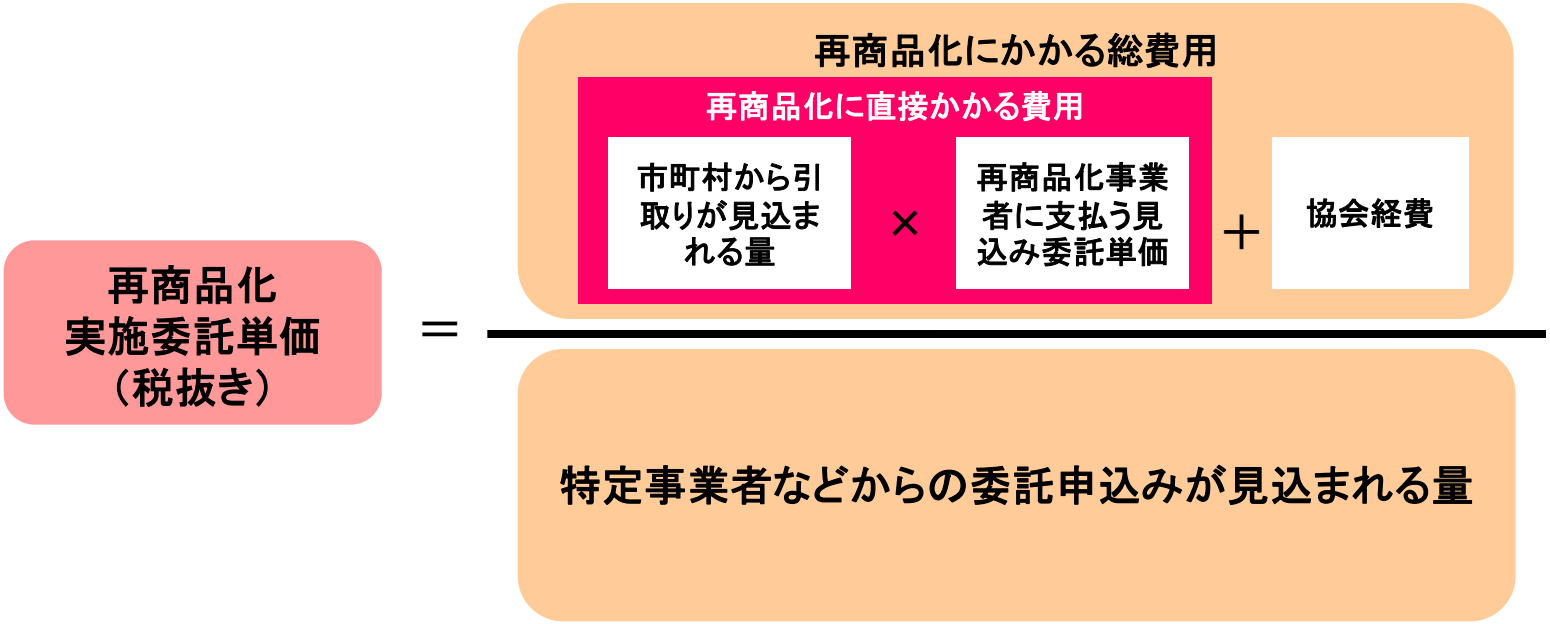

≪申込用紙2の記入・入力の際の重要事項について≫

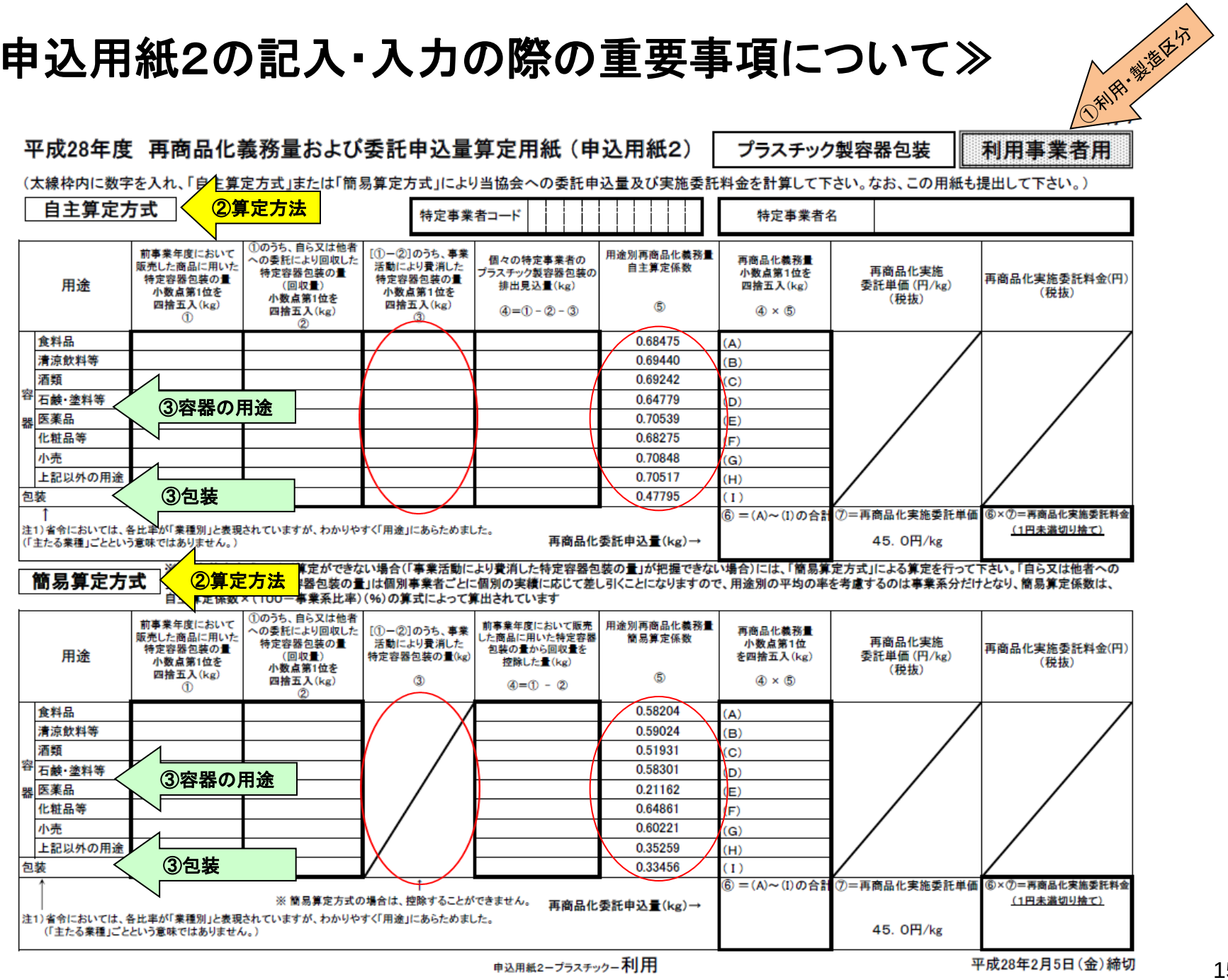

≪用途について≫

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途（業種）に用いられるか、すなわち中身の商品により判断します。

○スーパーや弁当屋などバックヤード（同一敷地内）で弁当を作っている場合⇒小売業

○スーパー、コンビニの店頭でレジ袋（容器）をつける場合⇒小売業

○コンビニで販売される弁当を離れた場所にある工場で作っている場合⇒食料品製造業

○卸売業の場合⇒卸売り段階で新たに付加した容器で、かつ家庭から排出される場合は、当該商品（中身）の製造業を選択。中身が食料品であれば、食料品製造業

【間違えやすい用途の例】

※利用事業者の場合

薬局やドラッグストア（主たる業種は小売業）の場合、既に容器に入っている薬（商品）をレジ袋や紙袋（いずれも容器です）に入れて販売するので、用途は「小売」となります。薬本体（中身）が入っている容器は、製薬メーカー等が利用事業者（用途は「医薬品」）として特定事業者となるので、薬局やドラッグストアが用途で「医薬品」を選択するのは間違いです。

ご記入にあたって（利用事業者用）

1. 計算方法は 自主算定方式 と 簡易算定方式 があります。

自主算定方式・・・・基本の算定方式です
簡易算定方式・・・・自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉37ページをご参照ください

2. 用途の例（日本標準産業分類により用途を区分しています。）

	用途	詳細
ガラスびん	食料品	牛乳・加工された食品などのびん
	清涼飲料、茶・コーヒー	豆乳・清涼飲料などのびん
	酒　類	ビール・焼酎などのびん
	医薬品	「医薬品」と表示されているもののびん
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品などのびん
	上記以外の用途	小売する際にその場で用いるびん
PETボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）	ドレッシング・酢・みりん風調味料（ノンオイル）／醤油加工品／乳酸菌飲料
	清涼飲料	ジュースなど／ジュースのPETボトルのシュリンクラベル（ミシン目なし）
	酒　類	焼酎など／お酒のPETボトルのシュリンクラベル（ミシン目なし）

	用途	詳細
紙容器	食料品	パンなど食料（小売店舗とは異なる敷地で製造された食料品）
	清涼飲料、茶・コーヒー	紙パックでも容器の内側がアルミの場合は「紙製容器」
	酒　類	紙パックでも容器の内側がアルミの場合は「紙製容器」
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤など
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品の外箱・中身の緩衝材
	小　売	紙の手提げ袋
	上記以外の用途	ペットフードの袋など
紙包装		包装用紙

	用途	詳細
プラスチック容器	食料品	油（PET素材でも、プラとして扱う）／塩・砂糖など／弁当箱（小売店舗とは異なる敷地で製造された弁当）
	清涼飲料、茶・コーヒー	清涼飲料等のキャップ／コーヒー豆、コーヒー粉末／お茶・茶葉
	酒　類	酒類のキャップ
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの／医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	シャンプー／歯磨き粉／化粧品のキャップ
	小　売	レジ袋／惣菜のトレイ（小売店舗と同一敷地内で付したトレイ）／テイクアウトの容器
	上記以外の用途	卵の容器／果物・野菜のネット袋（無加工の自然物は「食料品」ではない）
プラスチック包装		PETボトルのシュリンクラベル（ミシン目あり）／トレイのラップ

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンターにお問い合わせください。